

取扱促進事業実施要領

令和4年4月28日

MF第201号

第1 趣旨

株式会社マイファーム（以下「マイファーム」という。）は、有機農産物の試行的な取扱い等を通じて、有機食品市場の拡大に資するよう、「有機農業推進総合対策緊急事業補助金交付等要綱」（令和3年12月27日付け3農産第2255号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び「有機農業推進総合対策緊急事業実施要領」（令和4年1月11日付け3農産第2256号-1農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の補助を受け、有機食品市場の拡大に向けた取組を支援する事業を実施するものとする。

なお、本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、交付等要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第2 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 有機農産物等

本事業における有機農産物等とは、有機JAS認証（転換期間中を含む。）を受けている農産物又は環境保全型農業直接支払い交付金の有機農業の取組対象となる農地で生産された農産物をいう。

2 農業者等

本事業における農業者等とは、有機農産物を生産する農業者（生産者団体を含む）、有機農産物を取り扱う食品事業者（小売事業者、飲食サービス事業者及び加工食品の製造に取り組む事業者をいう。以下同じ。）及び流通事業者（食品事業者と取引がある者に限る。以下同じ。）をいう。

3 掛かり増し経費

本事業における掛かり増し経費とは、有機農産物を取り扱った場合の取引価格と有機農産物以外の農産物を取り扱った場合の取引価格を比較した差額をいう。具体的には、有機農産物の取引における梱包費、輸送費等の取引価格に影響する経費のうち、一般的な農産物の取引と比べた差額について合理的な方法で確認できるものをいう。

4 新たな取引契約

本事業における新たな取引契約とは、以下の（1）～（4）のいずれかに該当する取引契約をいう。

（1）新規に有機農産物を生産する農業者と、新規に有機農産物を取り扱う食品

- 事業者又は流通事業者による、新規に生産された有機農産物に係る取引契約
- (2) 新規に有機農産物を生産する農業者と、令和3年度以前から有機農産物を取引していた食品事業者又は流通事業者による、新規に生産された有機農産物に係る取引契約
 - (3) 令和3年度以前から有機農産物を生産する農業者と、新規に有機農産物を取り扱う食品事業者又は流通事業者による、新規に生産された有機農産物に係る取引契約
 - (4) 令和3年度以前から有機農産物を生産する農業者と、令和3年度以前から有機農産物を取引していた食品事業者又は流通事業者の取引契約のうち、これまで取引をしていた有機農産物と品目が異なる有機農産物に係る取引契約

第3 事業実施者の要件

本事業においてマイファームが支援を行う農業者等の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和3年度以前から農産物（有機農産物か有機農産物以外かは問わない）の取引実績があること。なお、取引相手は問わない。
- (2) 実施要領第1の2（4）に定める調査に協力すること。
- (3) 農林水産省が必要に応じて別途行う、有機農産物の販売等に係る状況調査等に、可能な限り協力を行うこと。
- (4) 取組の実施に当たり、次のいずれかの目標（以下「有機取扱目標」という。）を設定すること。
 - ア 令和4年度の有機農産物取扱額
 - イ 令和4年度の有機農産物取引農業者等数
- (5) その役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 事業の内容

マイファームは、有機農産物を取り扱う者の拡大を図るため、第3の要件を満たす農業者等が新たな取引契約を行った場合に、当該農業者等に対して、掛かり増し経費の一部を補助するものとする。

第5 補助対象となる取組

- 1 有機JAS認証（転換期間中を含む。）を受けている農産物（以下「有機農産物」という。）又は環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象となる農地で生産された農産物の取引に係る取組に限る。
- 2 掛かり増し経費の算出に必要な以下の書類が実績報告時に提出できる取組に限る。

- (1) 同一品目・数量の有機農産物及び有機農産物以外の農産物に係る見積書。
(ただし、品種によって著しく価格差がある場合は品種に係る情報を含む。)
 - (2) 比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積りがとれない場合は、独立行政法人農畜産行振興機構（以下「alic」という。）が公表している中央卸売市場の卸売市場価格（なお、取り扱う農産物についてalicが公表している15品目以外の品目の場合は、前号に規定する有機農産物以外の見積書を必須とする。）
 - (3) 補助対象となった取引契約で取引した有機農産物の取引価格が分かる明細等（納品書、請求書又は明細書）
 - (4) その他、掛かり増し経費の算出に必要としてマイファームが要求する書類
- 3 補助対象となった取引契約で取引した有機農産物について、以下の場合は補助対象としない。ただし、消費期限が迫るなどのやむを得ない理由により、値引き販売した場合で、当該事由が他の取扱品目でも同様の取組が行われていることが確認できる場合は除く。なお、販売価格確認のためマイファームが現地で確認することができるものとする。
- (1) 事業実施計画の承認時に提出する見積価格より低い価格で販売した場合。
- 4 申請時の総取引金額の合計が、50万円以上もしくは、100kg以上の取引に限る。

第6 補助対象経費等

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、農業者等から実績報告のあった経費とする。

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、実施要領別紙に従い行わなければならない。
- (2) 他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の助成の対象としない。

3 補助金額の算定

- (1) 本事業では、有機農産物取引価格と有機農産物以外の農産物取引価格の差額の一定の範囲を補助することとしており、その補助上限額は以下とする。
ただし、有機農産物取引価格は、有機農産物以外の農産物取引価格の1.5倍を上限とする。

$$\{ (\text{有機農産物取引価格}) - (\text{有機農産物以外の農産物取引価格}) \} \times 0.5$$

(2) 補助率

本事業の補助率は次に掲げるとおりとする。

1 / 2 以内

(3) 補助対象経費の上限額等

- ① 農業者等の補助対象経費の上限額は、1 支援対象者当たり300万円を上限とする。
- ② 補助対象経費は、「新たな取引契約」となる必要があることから、これまで有機農産物の取引があった支援対象者については、第7に定める実施期間と昨年の同期間の有機農産物の取引金額からの増加分のみを対象とするものとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、本実施要領が施行された日から、第9の2の交付決定の通知により通知した事業実施期間の終期までとする。

第8 事業実施の手続き等

1 事業の公募

- (1) マイファームは、本事業の実施に当たり、事業実施者を公募により採択するものとする。
- (2) 事業実施者になることを希望する者（以下「応募者」という。）は、
 - (1)の公募を受けて、事業実施計画を別記様式第1号により作成し、マイファームに提出するものとする。
- (3) マイファームは、応募者が第2の要件に合致するか、応募者から提出された事業実施計画が適切であるか等について書面審査を行うものとする。

当該書面審査に合格した事業実施計画に記載された事業実施経費の積算額の合計が、本事業の予算の範囲を超過することとなった場合には、その超過することとなった採択において、実施要領別紙に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い者から順に（ポイントが同じ応募者間にあつては、応募額の低い者から順に）本事業の予算の範囲内で、事業実施者となり得る候補を選定するものとする。
- (4) マイファームは、(3)の審査の結果（採択（承認）又は不採択）を応募者に対し、通知するものとする。
- (5) 事業実施者は、事業計画の変更を行う場合は、計画変更申請書を別記様式第1号により作成の上、マイファームに提出し、マイファームの承認を得なければならない。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、第9の2の交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業を着手する場合には、事業実施者は、あらかじめマイファームの適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届を別記様式第2号により作成し、マイファームに提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施者は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、1の(4)の採択（承認）の通知を受け、補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。

る。

なお、この場合においては、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、事業実施者は、交付申請書に着手した年月日を記載するものとする。

- (3) マイファームは、(1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第9 申請手続等

1 補助金の交付

- (1) 計画を承認する旨の通知を受けた事業実施者は、交付申請書を別記様式第3号により作成の上、マイファームに提出するものとする。

- (2) 事業実施者は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

2 交付決定の通知

マイファームは、1の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定及び事業実施期間の終期の通知を行うものとする。

3 申請の取下げ

事業実施者は、申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面をマイファームに提出しなければならない。

第10 事業遅延の届出

事業実施者は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成し、マイファームに提出しなければならない。

第11 実績報告

- 1 事業実施者は、本事業を完了したときは、その日から、1か月を経過した日又は第9の2の交付決定の通知に記載された実績報告の提出期限のいずれか早い日までに実績報告兼補助金支払請求書を別記様式第4号により作成の上、マ

イファームに提出しなければならない。

- 2 第9の1の(2)ただし書により交付の申請をした事業実施者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第9の1の(2)ただし書により交付の申請をした事業実施者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号による消費税相当額報告書により速やかにマイファームに報告するとともに、マイファームの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、第12の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式によりマイファームに報告しなければならない。
- 4 事業実施者は、事業実施翌年度の有機農産物の取扱い状況について、令和6年3月31日までに、別記様式6号によりマイファームに報告しなければならない。

第12 補助金の額の確定

マイファームは、第11の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

第13 事業の実施状況の報告

事業実施者は、実績報告書の提出時及び別途マイファームが提出を求める時点において、本事業の実施状況報告書を別記様式第7号により作成の上、マイファームに提出するものとする。

第14 事業実施者の状況把握

マイファームは、必要に応じて事業実施者から事業の進捗状況等について報告を求めること等により状況把握を行うものとする。

事業実施者は、マイファームの求める報告を行わなければならない。

第15 交付決定の取消し等

- 1 マイファームは、第8の1(5)の事業計画の変更のうち補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務

手続の遅延、その他不適切な行為をした場合には、第9の2の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- 2 マイファームは、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 マイファームは、1の規定による取消しをした場合において、2の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第16 補助金の経理

- 1 事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施者は、1に規定する収入及び支出について交付規則第3条第4号の規定に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、1に規定する帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第17 情報の取扱い

委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。職を退いた後についても同様とする。

第18 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、マイファームが別に定めるものとする。

事業内容についての問い合わせ先

株式会社マイファーム 電話 03-6435-9675

附則（令和4年4月27日付け4農産第607号農林水産省農産局長承認）

この取扱促進事業要領は、農林水産省農産局長の承認のあった日（令和4年4月27日）から施行する。

有機農産物新規取扱支援対象者の選考基準

第8の1の(3)また下記に掲げる「応募のあった額の総額が予算の範囲を超過することとなった場合」のポイント付けの基準は、有機農産物新規取扱支援対象者別に次のとおりとする。

項目	採点基準	ポイント
取組目標の計画性	事業実施計画に記載及び添付された、取引目標金額 a 取引目標金額が 10,000,000 円以上である。 b 取引目標金額が 5,000,000 円以上である。 c 取引目標金額が 1,000,000 円以上である。	a 10 ポイント b 5 ポイント c 1 ポイント
コスト削減への取り組み	実施しているコスト削減への取り組み状況 a 物流の合理化によりコスト削減の取組を行っている。 b その他販売コスト低減に向けた取組を行っている。 c 行っていない。	a と b 10 ポイント a のみ 5 ポイント b のみ 5 ポイント c 1 ポイント
新規取引及び品目の状況	第2の4の新たな取引契約の該当区分 a 新規の有機農産物を生産する農業者と以前から有機農産物を取引していた事業者の取引契約である。 b 新規に有機農産物を生産する農業者と新規の取引先の取引契約である。 c 以前から有機農産物を生産する農業者と新規の取引先の取引契約である。 d 以前から有機農産物を生産する農業者と以前から有機農産物を取引していた事業者の取引契約である。	a 10 ポイント b 7 ポイント c 4 ポイント d 1 ポイント
今後の取引継続の見込み	今後の取引状況 a 今後も取引を行う。 b 今後の取引が可能であれば行いたい。 c 取引は今回のみ。	a 5 ポイント b 3 ポイント c 1 ポイント

(有機農産物新規取扱支援対象者 満点 計 35 点)